

第 3 9 5 回白石市議会定例会 一般質問通告書

順位	質問者(方式)	質問事項・要旨	答弁を求める者
1	2番 伊藤勝美 (一括質問一括 答弁)	<p>1 委員会、審議会等について 議会の会議録については、議事公開の原則により閲覧請求があれば、特段の事由がない限り住民の閲覧請求を拒み得ない、とする最高裁判所の判例があり、本市においても会議録を印刷することはもとより、インターネットのホームページに掲載し、広く住民に閲覧していただいているところでございます。 委員会、審議会等の会議録をホームページで公開する事により、会議の公正性の確保と透明性の向上が図られ、開かれた市政を推進するものです。 そこで、 (1) わが市には、現在、教育委員会の他にも多くの委員会、審議会等が設置されておりますが、これらの会議録はホームページに掲載されておりませんが、これらの会議録について、ホームページに掲載のお考えはありますか、また、これまで公開していない理由がございましたらお聞かせいただきたいと思ひます。 (2) 教育委員会の会議録の公開についてお尋ねいたします。 教育委員会の会議録についてであります。教育委員会の会議録についても、同じように閲覧請求権が認められるとの判例もあり、情報公開への要求が高まっている今日、すでに多くの自治体で、インターネットにより教育委員会の会議録も公開しているところがございますが、現在のところ、わが市の教育委員会のホームページには、この会議録は掲載されていないわけでございます。教育委員会の会議録についてホームページに掲載のお考えはありますか、また、これまで公開していない理由がございましたら、お聞かせいただきたいと思ひます。 (3) 委員会、審議会等の会議及び会議録を公開する事は、会議の公正性の確保と透明性の向上が図られ、市民の市政に対する理解を深め、もって、市民参加による開かれた市政の実現を一層推進するものであると考えられます。そこで提案ですが、例えば、「委員会、審議会等の会議の公開に関する条例」などを設けることです。この条例の対象とする会議は、一つ目は、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された付属機関の会議。二つ目は、有識者等から専門的な意見等を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、要綱等により設置された審議会等の会議などです。また、不服申し立て等に係わる会議は非公開とするなどを盛り込んだ条例を制定することについて、いかがお考えか、所信をお伺ひします。</p> <p>2 市民参加のまちづくりについて 自治体の憲法ともいふべき「自治基本条例」の制定の問題であります。 北海道二セコ町で平成13年に基本条例を施行したのに続き、各地で制定作業が進められています。市民をまちづくりの主役とし、市民参加の仕組みや市民の権利・責任などを定めるのが特徴で、まちづくりの基本原理や行政の基本ルールなどを定めた自治体の最高法規であることから、自治体の憲法とも言われております。</p>	<p>市長</p> <p>教育長</p> <p>市長</p> <p>市長</p>

順位	質問者（方式）	質問事項・要旨	答弁を求める者
1	2番 伊藤勝美 （一括質問一括 答弁）	<p>行政は市民のためのものでありますが、市が提供するサービスを市民が受けるだけでなく、行政に何を望んでいるか、市民が主体になることは意義深いことであります。こうしたことを踏まえ、自治基本条例を制定することについていかがお考えか。市長の所信をお伺いします。</p> <p>3 住民要望の文書化について</p> <p>住民から役所に寄せられる苦情や要望について、文書化することについて質問いたします。住民から役所に対して、要望や苦情が多数寄せられているであろうことは想像に難しくありません。来庁し直接申し出たり、電話で連絡されることもあることでしょう。</p> <p>そこで問題は、それをどう扱うかであります。内容が自分の扱う事務に関連があり、自分のミスにつながるものであれば、にぎりつぶそうというのが人情でありましょう。また、ミスでないとしても、職員個人の判断、感性により聞き流してしまうということもありましょう。それが結果として、住民の意見が行政に反映されない。住民無視の行政だということにつながります。</p> <p>白石市では、こうした事とはあまり関係ないのでしようが、市民や自治会や市議からの苦情や要望に適切に対応するため、庁内統一の相談記録表を作成し、上司への報告、相談の徹底を図ってみてはいかがでしょうか。記録表には、担当者名、受付日時、申し出人の住所・氏名、相談内容の要旨を記入し、軽微な事案を除いては部長に報告、部長の判断によっては三役にも報告する仕組みをつくることです。</p> <p>本市において、住民の苦情、要望を文書化することについていかがお考えか、市長の所信をお伺いいたします。</p>	市長
2	6番 沼倉啓介 （一括質問一括 答弁）	<p>1 定住人口の増加に起因すると思われる子育て環境の本市における現状と今後必要と思われる在り方について</p> <p>過般の質疑の中でも、本市の転入者転出者等の人口の問題について論じられている。</p> <p>人口の問題は基本的には国の施策のひとつでもある。</p> <p>しかし地域主権が叫ばれている中で、そのまち独自のしかも先を見据えた施策の展開次第で、まちに温度差も生じている。定住人口増の一助として子供を育て易い環境の整備はそれらを充足するものとして大きく存在もしている。</p> <p>幼稚園保育園への本市の向き合う姿勢も重要な在り方のひとつでもあると思う。</p> <p>ある意味教育は何より優先し、人材の過疎からの回避を実現させ、上記の環境整備を実現するやに思う。</p> <p>これらの環境について本市の現状と先を見据えた、必要とされる取り組みや在り方についてお示し下さい。</p>	市長

順位	質問者（方式）	質問事項・要旨	答弁を求める者
5	8番 佐久間 儀 郎 （一括質問一括 答弁）	<p>町村、自治体から保育の必要性を認定された利用者が事業者を選んで直接契約するとか、短時間勤務や休職中の保護者でも短時間保育の利用ができるようなこともシステムには盛られている。</p> <p>本市では、先日の全員協議会で報告あったように、老朽化保育園の建て替えなど緊急課題を抱えており、本市におけるこれからの幼児保育・教育のあるべき姿の検討が本格化していく。この検討には、制度変革の動きも勘案して、市民とともに新たな施設の整備や中身、運営のあり方をソフト、ハード両面で議論していくべきことと考える。</p> <p>市長と教育長のお考えを伺います。</p>	
6	3番 沼 倉 昭 仁 （一問一答）	<p>1 「除染に関する緊急実施基本方針」について</p> <p>国は、8月26日、放射能の不安を一日でも早く解消するために「除染に関する緊急実施基本方針」を新たに発出した。</p> <p>具体的には、年間被ばく線量が20ミリシーベルトを超えている地域については、国が直接的に除染を行うが、線量が年間20ミリシーベルト以下の地域については、国が人的・財政的な支援を行いながら、地域の事情に詳しい市町村が「除染計画」を策定し、計画的な「除染」を行うことで、年間被ばく線量を1ミリシーベルトに近づけることを目指す内容となっている。</p> <p>白石市も、「年間1ミリシーベルトから20ミリシーベルト」の区域、すなわち、国が定める「市町村による除染実施ガイドライン」に従いながら「独自の除染計画」を策定すべき区域に該当しているが、白石市は、「除染に関する緊急実施基本方針」に基づいて、どのような「除染計画」を策定するのか、お伺いする。</p>	市 長
7	13番 山 田 裕 一 （一問一答）	<p>1 集中改革プラン改訂版の推進方法と今後の重点施策について</p> <p>平成22年度は、世界的な経済不況が尾を引き、好転の兆しが見えない状況下で1,000年に一度といわれている東日本大震災の発生などで市民生活は、不安のどん底であったと思わざるをえない。しかし、そのような中においても集中改革プラン改訂版策定により、効率的で効果的な行財政運営の下で健全財政を堅持し、「経常収支比率」や「公債費比率」などの指数は良化している。先般の本会議でも申し上げたが、行革の推進が福祉の切捨てになってはならないと考える。そこで、今後の行革は、無駄の削減というだけのものでなく、必要な施策を断行するための予算確保のためと目的を掲げて行うべきではないかと考えるが市長の所見を伺う。また、ピンチはチャンスという観点から考えれば、非常時だからこそ財政出動をし、これまでの施策のボトムアップや新たな目玉施策が必要ではないかと考えるが市長の所見を伺う。</p> <p>2 今後の保育行政について</p> <p>去る9月2日の全員協議会において、白石市立保育園のあり方検討委員会から「白石市立保育園のあり方について」の報告がなされた。本委員会からの報告を推進する場合、これまで当市が進めてきた保育行政において、大きな政策転換、また方針転換であると考えられる。そこで以下、市長の所見を伺う。</p>	市 長

順位	質問者(方式)	質問事項・要旨	答弁を求める者
8	4番 菅野恭子 (一問一答)	<p>ている。その予防の一環として、段ボール製簡易ベッドが今注目されている。この度の震災では、東北各地の避難所へ約3000台の当ベッドが大手段ボールメーカーから提供されている。当ベッドは、テープで誰でも簡単に組み立てられ、体重100kgの人が飛びはねても壊れず、所持品を収納もできる。横浜市瀬谷区では、この程、段ボールメーカーと災害時の支援協定を締結した。横浜市でも前向きな取り組みを見せていると聞く。本市においても是非、当ベッドの活用を検討すべきと考えるが見解を伺う。</p> <p>3 損壊家屋解体処分事業の拡大実施について この度の「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助交付方針」に基づき、本市も標記事業の実施を行うことになったが、本市の対象は、市民自ら居住し、かつ所有する住宅となっている。国の方針では、この他、中小企業者が所有する事務所等、賃貸マンションも含まれるとしている。本市においても、国の方針に沿った方向に拡大実施していくべきと考えるが見解を伺う。</p>	市長
9	15番 大野栄光 (一問一答)	<p>1 福島原発事故放射能汚染除去等について 広島に投下された原爆は12万人が犠牲になり、20万人にけがを負わせ、その年のうちに2万人を死なせ、今尚後遺症で苦しんでいる人達がいいます。そんな悲劇から66年、福島原発事故の放射能は広島原爆の20個分の放射性物質がまき散らされたと言い、尚収束しておりません。 しかし汚染除去の必要性は最大責任であっても何ら明確な道筋は示されておりません。発生から半年、日を追う毎に汚染状況が明らかになってきますが、そこで以下の点についてお尋ねします。</p> <p>(1) 旧1町7村のこれまでの放射能積算値が安心して安全に生活できる値なのか。又今後の農産物への影響はどの様に考えられるか。</p> <p>(2) 当市の放射能汚染積算値が、今後、当市の妊婦さんの胎児・幼、少年期の子供達の成長にどのような影響を与えるのか、与えないのか。そして、そんな子供達が30年後の市民生活を健康に過ごす事ができるのか。</p> <p>(3) これまで石綿・アスベスト・ダイオキシン・防腐剤と問題がありました。今回放射能汚染となり、子供の成長を楽しみにしている保護者の方達の心配や不安、疑いを一掃する施策はあるのか。</p> <p>(4) 市当局は汚染状況は安全なので、何ら心配は無いとの方針ですが、体質的に取り込み易い子・そうでない子もあると思います。そんな視点から、園庭・校庭・通学路の除染は考えていないのか。専門家は対応した場合とそうでない場合、後々、結果が現れると言うが、当局はどの様にお考えか、お尋ねいたします。</p>	市長 市長 市長 市長